

令和6年度 入札・契約制度の変更点

更新日 令和6年4月1日

- 建設業の働き方改革により建設工事における週休2日の取得を推進するため、当初から必要経費を補正した積算（発注者指定型）での発注を原則としています。このため、達成が確認できない場合は変更の対象となりますので、十分にご注意ください。

詳しくは各案件の特記仕様にてご確認ください。

- 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は改正されませんでしたので、令和4年3月に改正された率を適用します。

政府契約の支払防止等に関する法律

(令和6年4月1日からも年2.5パーセント)

- 令和6年度から発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務において、「かがわ電子入札システム」による電子入札にて執行します。このため、電子入札対応済みの事業者は、電子入札システムで対応してください。

なお、同一等級内に電子入札未対応の事業者が1者でも残る案件は、電子入札と従来の紙入札の併用で執行します。未対応の事業者は、別に掲載している観音寺市電子入札運用基準に基づき紙での入札参加となりますので、運用基準は必ずご一読ください。

併用期間は令和6年度の1年間としますので、未対応の事業者は早期対応にご協力ください。